

一般・介護医療用の例

生命保険料控除証明書（一般・介護医療用）

本書は申告時にご使用ください。

| | | | |
|-------|-------------|------|-----|
| 証明年度 | 令和××年 | 適用制度 | 新制度 |
| ご契約者 | 生保 太郎 様 | | |
| 証券番号 | 70020363329 | | |
| 契約年月日 | 平成24年 3月 1日 | | |
| 保険種類 | 終身保険 | | |
| 保険期間 | 22年 | 配当方法 | 積立 |
| 払込方法 | 年12回 | 払込中 | |

●受取人名等、証明書内に表示のない項目については生命保険証券でご確認ください。

| | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 一般生命保険料 (a) | 配当金 (相当額) (b) | 一般証明額 (a-b) |
| 77346円 | 円 | ****77346円 |
| 介護医療保険料 (c) | 配当金 (相当額) (d) | 介護医療証明額 (c-d) |
| 5346円 | 円 | ****5346円 |

保険料充当期間 令和××年 1月から 9か月分

本年度の払込額を上記のとおり証明いたします。
証明日 令和××年××月××日

ご参考

| 区分 | 年間保険料 | 配当金(相当額) | 申告額 |
|------|---------|----------|--------------|
| 一般 | 103128円 | 円 | 円****103128円 |
| 介護医療 | 7128円 | 円 | 円****7128円 |

年12回払込のご契約で12月末までお払い込みの場合は、「ご参考」欄の「申告額」の金額を申告できます。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

生命保険料控除制度の「新制度」「旧制度」
どちらの適用となるかを表示しています。

受取人名は、毎年お送りしている「ご契約内容の
お知らせ」や、ご契約者さま専用サイト「お客さまW
e bサービス」でもご確認いただけます。

「申告額」欄に金額が表示されている場合は、「申告額」の金
額を申告ください。「申告額」欄に金額が表示されていない場
合は、「証明額」欄の金額を申告ください。

自然災害等による保険料払込猶予期間の延長を利用され
ている場合、申告額が表示されない場合があります。

個人年金用の例

生命保険料控除証明書（個人年金用）

本書は申告時にご使用ください。

| | | | |
|---------|-------------|---------|-----|
| 証明年度 | 令和××年 | 適用制度 | 旧制度 |
| ご契約者 | 生保 花子 様 | | |
| 年金受取人 | 生保 花子 様 | | |
| 受取人生年月日 | 昭和35年12月 4日 | | |
| 証券番号 | 70018823808 | | |
| 契約年月日 | 平成23年 9月 1日 | | |
| 年金種類 | 確定年金 | | |
| 年金支払開始日 | 令和 8年 9月 1日 | | |
| 年金支払期間 | 10年 | 保険料払込期間 | 15年 |
| 払込方法 | 年12回 | 払込中 | |

| | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 一般生命保険料 (c) | 配当金 (相当額) (d) | 一般証明額 (c-d) |
| 円 | 円 | *****円 |
| 個人年金保険料 (a) | 配当金 (相当額) (b) | 個人年金証明額 (a-b) |
| 139482円 | 円 | ***139482円 |
| 円 | 円 | *****円 |

保険料充当期間 令和××年 1月から 9か月分

本年度の払込額を上記のとおり証明いたします。
証明日 令和××年××月××日

ご参考

| 区分 | 年間保険料 | 配当金(相当額) | 申告額 |
|------|---------|----------|-------------|
| 一般 | 円 | 円 | 円*****円 |
| 個人年金 | 185976円 | 円 | 円***185976円 |
| | 円 | 円 | 円*****円 |

年12回払込のご契約で12月末までお払い込みの場合は、「ご参考」欄の「申告額」の金額を申告できます。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

生命保険料控除制度の「新制度」「旧制度」
どちらの適用となるかを表示しています。

「申告額」欄に金額が表示されている場合は、「申告額」の金
額を申告ください。「申告額」欄に金額が表示されていない場合
は、「証明額」欄の金額を申告ください。

「個人年金保険料税制適格特約」が付加されていない場合
は、「一般生命保険料控除」の対象となります。

自然災害等による保険料払込猶予期間の延長を利用され
ている場合、申告額が表示されない場合があります。